

鹿児島県医師修学資金貸与制度

「特定診療科枠」の御案内

令和6年度版

【医師・看護人材課 医師確保対策係】

全国の医学部生の皆さんへ

医師修学資金を貸与します！

鹿児島県では、将来、特定診療科（産科（産婦人科）、小児科、麻酔科、救急科、脳神経外科、整形外科）の医師として勤務しようとする医学生に修学資金を貸与します。

鹿児島県内での臨床研修を考えている方！

鹿児島大学病院又は鹿児島県立病院群での初期臨床研修後、貸与を受けた期間と同じ期間、鹿児島県内の指定医療機関の特定診療科で勤務すると、修学資金の返還が免除されます。

年間90万円、6年間で最大540万円を貸与！

- 1 貸与額 月額75,000円
- 2 貸与期間 1年生（6年間）、2年生（5年間）、3年生（4年間）、4年生（3年間）
5年生（2年間）、6年生（1年間）

3 勤務先

対象診療科	勤務先
産科(産婦人科) 小児科 麻酔科	国立病院機構指宿医療センター、済生会川内病院、鹿屋医療センター、種子島産婦人科医院（産科）、県立大島病院
救急科 脳神経外科 整形外科	川内市医師会立市民病院、出水郡医師会広域医療センター、出水総合医療センター、霧島市立医師会医療センター、曾於医師会立病院、鹿屋医療センター、恒心会おぐら病院、種子島医療センター、県立大島病院

※ 専門研修プログラムによって勤務先は異なります。詳細については、鹿児島県のホームページを御確認ください。

- 4 募集定員 10名
- 5 申請期間 第1期：令和6年4月～7月
第2期：令和6年8月～10月
(貸与決定者が募集定員に達し次第、受付を終了します)
- 6 提出書類 修学資金貸与申請書、最近の学業成績証明書等、連帯保証人の印鑑証明書
※ 様式については、鹿児島県のホームページを御確認ください。
- 7 提出先 鹿児島県 保健福祉部 医師・看護人材課 医師確保対策係
(持参又は簡易書留による郵送)

8 貸与決定 書類審査及び面接の上、決定します。

9 卒業後の勤務について

- ・ 初期臨床研修（2年間）は鹿児島大学病院と県立病院群から選択できます。
- ・ 初期臨床研修後、貸与期間の2倍の期間内に、貸与を受けた期間と同じ期間、指定医療機関の特定診療科で勤務を行います。

☆ 勤務イメージ

貸与開始年次	卒後	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
1年次	初期臨床研修	指定医療機関の特定診療科で勤務(6年間)													
2年次		" (5年間)													
3年次		" (4年間)													
4年次		" (3年間)													
5年次		" (2年間)													
6年次		" (1年間)													

10 貸与制度のポイント

初期臨床研修を **鹿児島大学病院**、
又は **鹿児島県立病院群** のプログラムで
受けようと思っている方

将来、**鹿児島県内の医療機関**
で勤務し、医師としてキャリア形
成を行おうと考えている方



鹿児島 PR キャラクター むりぶー

貸与期間と同じ期間の勤務で返還免除です!!

※ 勤務を行わない場合、利息（年10%×貸与年数）を含めた貸与額を一括返還することになります。

11 お問い合わせ先

鹿児島県 保健福祉部 医師・看護人材課 医師確保対策係

【住所】〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

【電話】099-286-2653

【FAX】099-286-5928

【Mail】iryokaikaku-ishikakuho@pref.kagoshima.lg.jp

